

糸魚川白嶺高等学校 いじめ防止対策について

1. 令和3年度のいじめ認知状況について

○令和3年度中の、本校におけるいじめ認知件数は4件でした。

4件中、1件は校内対応チームにより、いじめ解消に向けた指導を行った結果、解消されました。残る3件については、一定の解消はしておりますが、現時点では、法律で定められた経過期間・見守り期間中となっています。

※いじめについては、指導により一定の解消が見られた後、おおむね3ヶ月の経過をもって、「いじめの解消」とします。

2. いじめの定義について

(1) 「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第2条による「いじめの定義」は、以下の通りです。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※受けた側が「苦痛を感じる」時点で、いじめとして認知されます。

また、いじめを受けた側

いじめを行った側

どちらの保護者にも、必ず学校から連絡することになっています。

(2) 「新潟県いじめ等の対策に関する条例」(令和2年12月15日策定)の第2条2項において、「いじめ類似行為」について以下の通り定めました。

第2条

2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※本人が現時点でその書き込み等を知らなくても、「知ったときに心身の苦痛を感じる」可能性の高いものは「いじめ」として認知されます。